なった場合は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更する試行工事である。
営繕費：労働者送迎費、宿泊費、借上費
労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用

⑮　建設工事は、「共通仮設費（率分）のうち運搬費及び準備費」の下記に示す経費については、工事実施にあたって積算額と実際の費用に乖離が生じた場合、契約締結後、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更することができる。
運搬費：建設機械の運搬費
準備費：伐開・除根・除草費

⑯　建設工事は、誰でも働きやすい現場環境（快適トイレ）の整備について、監督職員と協議し、変更契約においてその整備に必要な費用を計上する試行工事である。

⑰　建設工事は、週休２日に取り組むことを前提として、労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費（率分）、現場管理費（率分）を補正した試行対象工事である。
受注者は、契約後、週休２日による施工を行わなければならない。なお、受注者の責によらない現場条件・気象条件等により週休２日相当の確保が難しいことが想定される場合には監督職員と協議するものとする。
また、建設工事は、週休２日制を促進するため、週休２日に取り組むことを前提として、現場閉所状況に応じて九州農政局工事成績等評定実施要領に基づく工事成績評定において加点評価を行うとともに、週休２日制工事の促進における履行実績取組証明書の発行を行う工事である。

⑱　建設工事は、「情報化施工技術の活用ガイドライン」（農林水産省農村振興局設計課）に基づき、情報通信技術（ＩＣＴ）の活用により生産性及び施工品質の向上を図るため、受注者の発議により、起工測量、設計図書の照査、施工、出来形管理、出来形管理資料の作成等において、情報化施工技術を活用する工事の対象工事（受注者希望型）である。

⑲　建設工事は、受発注者間の情報を電子的に交換・共有することにより業務の効率化を図る情報共有システムの対象工事である。

⑳　建設工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事の対象とし、日最高気温の状況に応じた現場管理費の補正を行う対象工事である。

㉑　建設工事は、「総価契約単価合意方式（包括的単価個別合意方式）」（以下「本方式」という。）の対象工事である。建設工事では、契約変更等における協議の円滑化に資するため、契約締結後に、受発注者間の協議により総価契約の内訳としての単価等（共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等を含む）について合意するものとする。
本方式の実施方式は、工事数量表の細別の単価に請負代金比率（落札金額を予定価格で除したもの）を乗じて得た各金額について合意する方式とする。
本方式の実施手続は、「総価契約単価合意方式実施要領（包括的単価個別合意方式）」及び「総価契約単価合意方式実施要領の解説（包括的単価個別合意方式）」によるものとする。

㉒　建設工事の施工に当たり、１日未満で完了する作業量の作業が見込まれ、施工パッケージ型積算基準と乖離があった場合において、１日未満で完了する作業の積算の適用について監督職員と協議し、設計変更することができる。

㉓　建設工事は、建設キャリアアップシステム義務化モデル工事の試行対象工事である。試行内容の詳細は、見積仕様書によることとする。

２　参加資格

次に掲げる全ての条件を満たしている者、若しくは次に掲げる条件を満たしている二者又は三者により構成された特定建設工事共同企業体（以下「特定ＪＶ」という。）であって、九州農政局長から特定ＪＶとして資格確認を受けた者であること。

⑴　技術提案書の提出者に要求される資格要件

①　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

②　予決令第71条の規定に該当しない者であること。

③　九州農政局における令和５・６年度一般競争（指名競争）参加資格の定期受付において「土木一式工事」の申請を行い受理されている者で、優先交渉権者選定時において「土木一式工事」の確認がなされている者であること。

④　九州農政局における令和５・６年度一般競争（指名競争）参加資格の定期受付において、「測量・建設コンサルタント等」の申請を行い受理されている者で、優先交渉権者選定時において測量・建設コンサルタント等のうち「建設コンサルタント」の競争参加資格の確認を受けている者であること。また、単体有資格業者、経常建設共同企業体（以下、「経常ＪＶ」という。）及び特定ＪＶのうち１社は、九州農政局における測量・建設コンサルタント等契約に係る令和５・６年度一般競争（指名競争）参加資格の確認を優先交渉権者の選定結果通知の日までに受けていること。

⑤　優先交渉権者の選定結果通知の日までに③、④及び⑦の確認を受けていない場合は、優先交渉権者及び次順位の交渉権者に選定しない（特定ＪＶも含む。）。

⑥　会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。③又は④の確認を受けた後にこれらの手続開始が決定された者にあっては、九州農政局長が別に定める手続に基づいて一般競争（指名競争）参加資格の再確認を受けている者であることを要する。

⑦　九州農政局における令和５・６年度一般競争（指名競争）参加資格の定期受付において「土木一式工事」の申請を行い受理されている者で、優先交渉権者選定時において「土木一式工事」の一般競争（指名競争）参加資格の確認の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（客観点数）が1,250点以上であること。ただし、特定ＪＶの場合、代表者以外の構成員における土木一式工事の客観点数は1,150点以上であること（上記２⑴⑥の再確認を受けた者にあっては、当該再確認後の客観点数が要件を満たしていること。）。

⑧　次に掲げる施工実績を有すること。

ア　平成20年４月１日以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した次の同種工事の施工実績を有すること。
なお、特定ＪＶにより参加する場合には、構成員のいずれか１社が次に示す同種工事の施工実績を有すること。
また、経常ＪＶにあっては、構成員のうち１社が次に示す同種工事の施工実績を有すること。（特定ＪＶ、経常ＪＶの構成員としての施工実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）

イ　同種工事とは、「管水路工事」とし、規模は問わないものとする。

ウ　当該実績が各地方農政局（沖縄総合事務局を含む。）が発注した工事である場合にあっては、工事成績評定通知書の評定点が説明書に示す点数未満のものを除く。

⑨　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者（以下「配置予定技術者」という。）を建設工事に専任で配置できること。なお、建設工事は、令和６年12月頃に工事着手する予定である。
ただし、契約締結後各年において、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）及び工事完成後、検査（出来形検査等を含む）が終了し事務手続き、後片付け等のみが残っている期間においては、工事現場への専任を要しない。

ア　１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「同等以上の資格を有する者」とは、次の者とする。
ａ　１級建設機械施工技士の資格を有する者
ｂ　技術士（建設部門、農業部門（選択科目を「農業土木」又は「農業農村工学」とするものに限る。）、森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）、水産部門（選択科目を「水産土木」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を建設部門に係る